

仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 設置は2か所に各2台（別紙位置図参照）とし、機器は省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (3) 不必要な音や光を発する機器、懸賞付き等の機器ではないこと。
- (4) 設置する機器は、漏電遮断器付きのものとする。

2 販売品目の条件

(1) 販売する商品の形態は「缶」「ペットボトル」飲料のみとする。なお、それぞれの設置場所で「ペットボトル」飲料は販売すること。

また、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。

(2) 乙は商品の新規導入、変更ごとに販売商品一覧、単価一覧、商品カタログなどを甲に提出する。設置後は、乙は、甲から販売商品について、教育上の観点から商品替えの申し出があったときは真摯に対応する。単価については標準販売価格（定価）より20円程度安い価格とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

4 売上実績の報告

本賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。